第一項の表五九の項を次のように改める。

五九	削除

十九　平成十四年総務省告示第百四十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一九の項及び二〇の項を削る。

二十　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一二の項及び一三の項を次のように改める。

一二	削除
一三	削除

第二項の表一四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

二十一　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五一の項を次のように改める。

一五一	削除

二十二　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

三	削除

二十三　平成十六年総務省告示第九百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一二の項及び一三の項を次のように改める。

一二	削除
一三	削除

第二項の表一四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表一三の項を次のように改める。

一三	削除

第二項の表二四の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

二十四　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表三一の項を次のように改める。

三一	削除

二十五　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三九の項を次のように改める。

三九	削除

二十六　平成十八年総務省告示第二百四十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

三	削除

二十七　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三八の項を次のように改める。

三八	削除

第一項の表四〇の項を次のように改める。

四〇	削除

第一項の表五〇の項を次のように改める。

五〇	削除

第一項の表三〇一の項を次のように改める。

三〇一	削除

第一項の表三二四の項を次のように改める。

三二四	削除

二十八　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二八六の項及び二八七の項を次のように改める。

286	削除
287	削除

第一項の表三三六の項を次のように改める。

336	削除

第一項の表三六一の項を次のように改める。

361	削除

二十九　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項を次のように改める。

15	削除

第一項の表三〇の項を次のように改める。

30	削除

第一項の表四七の項及び四八の項を次のように改める。

47	削除
48	削除